

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合長

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第6号

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、同条第3項中「当該休暇」を「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第12号）第17条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇」に、「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に、「同号」を「前条第2項第5号」に改め、「（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第12号）第17条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤

務しない時間がある日については、当該連続した2時間」を削り、「)の範囲内」を「を超えない範囲内の時間」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(3歳に満たない子を養育する会年度任用職員への措置を行う期間)

第20条の2 条例第19条の2第2項の規則で定める期間は、対象の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。